

監査公表第5号

平成18年度定期監査指摘事項について、市長並びに教育委員長から措置を講じた旨通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成19年3月28日

敦賀市監査委員	安久彰
同	橋本幸夫
同	小川三郎

記

- 1 措置状況 別紙のとおり

定期監査指摘事項に対する措置状況

(水道部)

指摘事項	措置状況
<p>①水道事業会計</p> <p>水道使用料で1億2000万円超の未収金が累積しているが、徴収体制を強化し、他部門との連携を図りながら、未収金の回収に努められたい。</p>	<p>水道使用料未収金対策としては、常勤の徴収員（嘱託）2名により終日、市内徴収事務を実施しているが、さらに、督促・年2回の催告・月2回の夜間徴収等に対応している。</p> <p>また、上記徴収事務にも応じない悪質滞納者に対しては、水道料金等滞納整理事務実施要領に基づき、定期的に年2回及びその他随時、給水停止を実施しているが、高い効果を上げているので、今後も継続的に実施いたしたい。</p>
<p>②下水道事業特別会計</p> <p>下水道使用料で1億円超の未収金が累積しているが、徴収体制を強化し、他部門との連携を図りながら、未収金の回収に努められたい。</p>	<p>下水道使用料については、職員全員での徴収回数を月1回から2回に増やした体制を今年度から行っており、徴収額の増を図っております。</p> <p>また、近年の個人情報保護等の遵守による滞納者情報の減少の中、水道部一丸となった連絡体制の取組を行っています。</p> <p>例として、上水道の給水停止による納付交渉において、下水道使用料の納付を併せて折衝することや、下水道使用料が上水道料金等に基づき算定されることにより上下水道共通の滞納者が生じる可能性が高いため、情報共有による効果的徴収を行っています。</p>

(市立敦賀病院)

指摘事項	措置状況
<p>平成18年5月末現在、医業未収金の窓口請求分で2億3千万円超の過年度分未収金が累積しているが、専任の徴収員を配置する等、徴収体制の強化を図り、未収金の回収に本格的に取り組むこと。</p>	<p>未収金の回収については、悪質滞納者に対して再来機での受付停止、50万円以上の滞納者に対して分割納付等の指導、未収のお知らせを毎月送付、事務局職員全体での夜間徴収などを行うほか、専任の徴収員の配置を要望している。</p> <p>また、未収金の未然防止策として、問題のある患者への面談、支払いが困難な場合は分割納付・高額貸付制度等の指導、出産育児一時金受取代理制度の推進等を行っている。</p>

定期監査指摘事項に対する措置状況

(教育委員会)

指摘事項	措置状況
プラザ萬象団体室の2室を嶺南広域行政組合事務局が、南公民館3階を敦賀観光協会が、西公民館の1室を敦賀市文化協会がそれぞれ使用しているが、各室の使用に伴う電気料等負担すべき必要経費を徴収されたい。	嶺南広域行政組合事務局・敦賀観光協会・敦賀市文化協会の3ヶ所の電気料については、それぞれの事務局と協議し、電気の使用相当額を19年4月から徴収いたします。